

## アジア諸国と人権（その三四）



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

モンゴルでは一九九〇年、世界的な社会主義の崩壊を受けた知識人の民主化要求のまえに、それまで政権を独占してきた人民革命党が一党独裁を放棄して複数政党制を認めました。また一九九二年には、新憲法の下で国名を「モンゴル人民共和国」から「モンゴル国」に改め社会主義を放棄、マルクス主義と決別して、最初の国会（国民大会議）総選挙を実施しました。この選挙では人民革命党が圧勝しましたが、翌九三年の大統領選挙では、逆に連立野党の推す候補者が圧勝し、モンゴル史上はじめて非共産主義政権が誕生したのです。しかし連立野党の政府があまりにも急進的な経済改革を進めたため、インフレなどによる社会混乱をもたらし、九七年の大統領選挙では穏健改革を主張する人民革命党の候補者

が勝利し、同党は二〇〇〇年の国民大会議選挙でも議席の九割あまりを獲得して、政権を奪還しました。この間、一九九三年にはロシアと、翌九四年には中国と、それぞれ友好協力条約に調印し、二〇〇五年には、後者との国境を画定しています。

先に見たとおり、モンゴルは自由権規約に基づく国家報告書の審査をこれまでに五回受けています。このうち最初の二回は、自国が「封建社会から資本主義社会を経ることなく社会主義社会へ移行した」という独自性の強調に終始し、実質的な内容に乏しいものでした。三回目の一九九二年の審査には、私も自由権規約委員会委員の一人として参加しましたが、この年モンゴルは同規約の選択議定書を批准し、個人通報を受け付ける道を開きました。これ以後の報告書は英語で書かれ、政府代表も英語で対応するようになり、二〇〇〇年の審査ではNGOに関する国内法を一九九七年に制定し、弁護士会が設立されたことと並んで、報道自由化法が制定されたことを報告しています。また二〇一一年の審査では、バリ原則に従った国内人権委員会に関する法を四年前に採択した、と報告しています。これらはいずれも先の審査における自由権規約委員会の勧告に応えようとした努力の表れであることは委員会も認めましたが、モンゴルの人権状況に多くの課題があることも指摘し

ています。

その中で特に注目されるのは、旧ソ連型の諸国と同様に、行政府の権限が強大なため、立法府が政府の政策実現に協力的な態度をとりがちなこと、それもあって司法府の独立性ひいては法曹界の力がきわめて弱いことです。この種の権威主義的な体制の下では、国民が政府を批判することは難しく、民主主義が有効に機能するのは容易なことではありません。また刑事事件にかかわる被疑者や被告の人権も無視されかねません。たとえば二〇〇八年の国民大会議総選挙で与党の人民革命党が早々と勝利宣言をしたのに対し、野党民主党は開票に不正があったと抗議してその支持者などが人民革命党本部を占拠し暴動状態になりました。そのため、非常事態が宣言され治安部隊が動員されて催涙ガスやゴム弾で鎮圧を図りましたが、五名の死者と三三〇名を超える負傷者が出ました。これに関連して自由権規約委員会は治安部隊の行き過ぎに関する調査、それに基づく処罰が適正になされたか、非常事態の中で国内人権委員会が効果的に活動したか、について疑問を提起しています。

女性の人権も大きな問題です。一般に、女性の法律的・社会的な地位は男性に比べて低く、家庭生活や企業活動で不利な立場を強いられています。DVの規制・取り締まり、犠牲者の保護も不十分なままで、妊産婦の死亡率

も高止まりしています。また、人身売買にも有効な対策が取られておらず、被害者や犠牲者が必要な保護を受け自らの権利を守りしかるべき補償を得ることはきわめて困難です。そして、かれらや障害者などの社会的弱者に対する法的扶助やそれに従事する人材の養成が遅れています。さらに、種々の原因による無国籍の年少者が少なくなく、政府はモンゴル市民権付与などの対策を講じていますが、建前通りに機能していないのが現実です。なおモンゴルには、カザフ系などの少数民族がいくらか居住していますが、自由権規約が求めるような保護は与えられていません。

もっとも、日本を含めて自由権規約の実施について、問題のない国はほとんどありません。考えてみれば、日本はソ連によって、モンゴルは中華民国（一九七一年まで中国代表権を保持）によって、それぞれ妨害され、国際連合加盟が認められたのはともに一九五六年のことです。また、日本の国技である大相撲の最近の横綱は、三名いづれもモンゴル出身者です。そうして、日本の技術を生かすのに必要なレアアースの輸入先としても、モンゴルは日本にとって重要な国家です。そのモンゴルが民主主義国家として発展し、国民が人権を享有できるようにすることは、日本と日本人にとっても重大な関心事であるべきでしょう。